

# 性別変更の女性「父」と認定

## 凍結精子で出生 最高裁初判断

男性から性別を変えた

40代女性と、自身の凍結

精子を使って生まれた次

女との間に、法的な親子

関係が認められるかが争

われた訴訟の上告審で、

最高裁第二小法廷(尾島

明裁判長)は21日、法的

な親子と認める判決を言

い渡した。裁判官4人全

員一致の判断で、親子関

係を認めなかった一、二

審判決を取り消し、女性

を「父親」と認めた。

▼2面||子どもの視点か

ら結論、27面||判決要

旨、28面||喜びの声

生物学上の親と、親の

性別変更後にできた子と

の法的親子関係につい

て、最高裁が判断したの

は初めて。トランスジェ

ンダーが子をもうける際

のハードルの一つがなく

なり、選択肢が広がるこ

とになる。

40代女性は男性として

生まれ、女性として生き

るトランスジェンダー。

自身の凍結精子を使いパ

ートナーの女性が201

8年に長女を出産し、そ

の後、性同一性障害特例

法に基づき戸籍上の性別

を女性に変更した。20年

に凍結精子で次女が誕生

した。40代女性と娘2人

に法的な親子関係が認め

られなかったため提訴。

一審・東京家裁は認めず、

二審・東京高裁は長女と

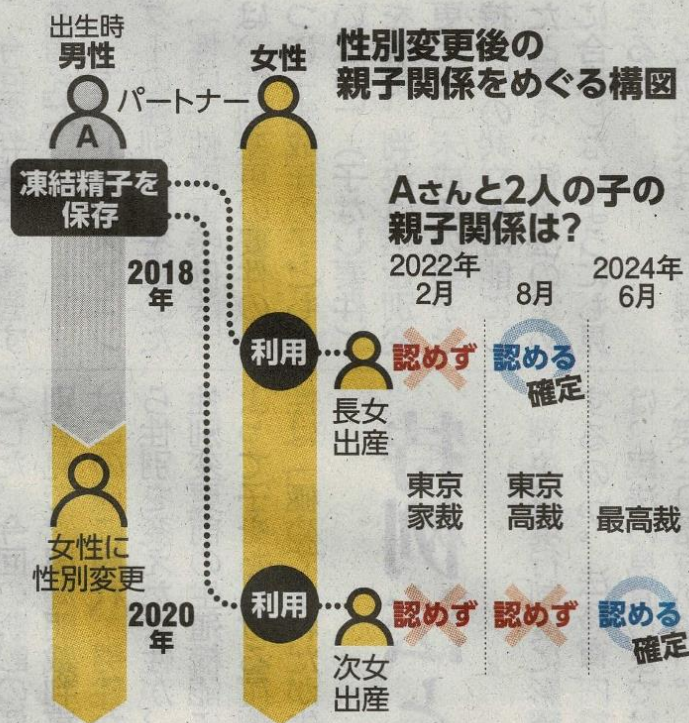
のみ父子関係を認めた。

この日の判決はまず、

「親子関係の存否は子の

福祉に深く関わる」とし

### 性別変更後の親子関係をめぐる構図



た。戸籍上の性別が女性だからといって法的関係を認めないと、子どもは血縁上の父から扶養を受ける権利がなく、相続人にもなれないと指摘。「子の福祉や利益に反するの

は明らか」とした。また、民法などに「父を男性に限る」との規定はなく、他の法令も含め、女性を理由に父子関係を認めない根拠は見当たらないと指摘。子どもは血縁上の父親に対し、「戸籍上の性別にかかわらず認知を求めることができる」と結論づけた。(遠藤隆史)